



私たちの人権問題

「インターネットなどによる
人権侵害から考える」

高度情報化社会が急速に発展し、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段の一つとして、パソコンや携帯電話などによるインターネット利用者数は、近年急速に増加しています。

しかし、その一方で、特定の個人を対象として誹謗・中傷や差別を助長する表現等の流布が増加しています。面識のない者同士が交流するうちに、書き込みなどのこじれから傷害事件がおきたり、最近では、誘い出されて現金を脅し取られそうになった少年が自殺するといった事件が発生したりしていることは、皆さんご存知のとおりです。

ノンフィクション作家柳田邦男氏は、『兵庫県立環境人間学部などによる姫路市内の中学生対象の調査(13年6月)によると、面識のない人とメールなどをしたことのある生徒が、携帯電話所有者で40・2%、スマートフォン所有者で58・1%もいる。驚くべき数字だが、それが中学生の現実なのだ。』



早くから問題になった学校裏サイトへの誹謗中傷の書き込みは、監視組織によるチェック体制は出来ているが、依然としていじめの舞台になっていく。LINE※(ライン)は、そういう第三者の監視の目を入れることが出来ないシステムになっているので、いじめや犯罪の新しい温床になっているのだ。

また、ケータイ・ネット社会の負の側面として

- ① 現実の人間同士の接触が極端に少なくなり、相手の表情などから心を読み取るコミュニケーション力が育たない。
 - ② 言語表現力やきめ細かな感性の発達が阻害される。
 - ③ 睡眠不足、ネット疲れによって、学習能力が低下する。
 - ④ 刺激的な映像や情報以外には興味を持たなくなる。
 - ⑤ 機器を指で操作するだけなので、相手がどんなに傷ついても、自分は痛みを感じない。
- 等の問題が、一段と深刻化してきた。』
(平成25年10月5日 西日本新聞掲載)

「第7回国東市隣保館まつり」こころの川柳 入選作品

☆一歳孫も猛暑に耐えてばあばもね
☆長男坊恋し故郷知らぬまま

国東町 栗林 初美
国見町 楠 勇

お知らせ

☆同和問題学習会 (隣保館)

日時 12月12日(木) 午後2時
講師 杵築市男女共同参画審議会委員 中山田さつきさん
演題 「女性の人権について」
問い合わせ 国東市隣保館
国東市武蔵町古市1138番地1
☎0978-68-1722

以上のように指摘しています。

インターネット上の人権侵害への対応では、平成14年5月「プロバイダ責任制限法」が施行されました。この法律に基づき、被害者がインターネット接続業者等に対して、インターネットの掲示板の書き込み記事の削除や書き込みを行った者(発信者)の情報の開示を求めることが出来ます。

お互いの人権を守る・人権を侵害しない為にも

- ☆書き込みの相手や読み手に配慮する
 - ☆差別的な内容や誹謗・中傷及び人権侵害につながる情報は書き込まない
 - ☆個人情報や書き込まない
- 等、人権侵害から守る手立てについて、共に考え、行動に移しましょう。

(文責 生涯学習課 岡原)

※日本のLINE株式会社が運営する、携帯電話・パソコン向けのコミュニケーションサービス